

## 兵庫県告示第178号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成30年3月2日

兵庫県知事 井戸敏三

### 1 起業者の名称

たつの市

### 2 事業の種類

たつの市御津総合支所、たつの市御津文化センター、たつの市立御津公民館、たつの市御津保健センター及びたつの市高齢者ふれあいセンター（梅寿園）複合施設整備事業

### 3 起業地

#### (1) 収用の部分

兵庫県たつの市御津町大字苅屋字地藏堂及び大字釜屋字寅浜新田地内

#### (2) 使用の部分

なし

### 4 事業の認定をした理由

たつの市御津総合支所、たつの市御津文化センター、たつの市立御津公民館、たつの市御津保健センター及びたつの市高齢者ふれあいセンター（梅寿園）複合施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり法第20条各号に規定する事業の認定要件を全て充足していると判断される。

#### (1) 法第20条第1号要件について

本件事業は、たつの市が用地を取得し、たつの市御津総合支所、たつの市御津文化センター、たつの市立御津公民館、たつの市御津保健センター及びたつの市高齢者ふれあいセンター（梅寿園）複合施設（以下「御津総合支所等複合施設」という。）の整備を行うものである。

たつの市御津総合支所は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項に規定する支所として整備を行うものであり、法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎」に該当する。たつの市御津文化センターは、たつの市文化センター条例（平成17年たつの市条例第171号）に規定する文化センターとして整備を行うものであり、法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に該当する。たつの市立御津公民館は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条第1項に規定する公民館として整備を行うものであり、法第3条第22号に掲げる「社会教育法による公民館」に該当する。たつの市御津保健センターは、地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条第1項に規定する市町村保健センターとして整備を行うものであり、法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設」及び同条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に該当する。たつの市高齢者ふれあいセンター（梅寿園）は、たつの市高齢者ふれあいセンター条例（平成17年たつの市条例第90号）に規定する高齢者ふれあいセンターとして整備を行うものであり、法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に該当する。

よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

#### (2) 法第20条第2号要件について

本件事業の起業者であるたつの市は、本件事業に必要な財源措置を既に講じるとともに、必要な専任職員を配置する等、組織体制を整備していることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

よって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

#### (3) 法第20条第3号要件について

##### ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

たつの市御津総合支所、たつの市御津文化センター、たつの市立御津公民館、たつの市御津保健センター及びたつの市高齢者ふれあいセンター（梅寿園）（以下「現5施設」という。）は、たつの市御津地域内に分散しているほか、施設が老朽化しており、特にたつの市御津文化センター以外の施設は昭和56年の建築基準法（昭和25年法律第201号）改正前に建設されたものであり、現行の耐震基準に合致していない状況となっている。

本件事業は、老朽化した現5施設を集約し複合化した施設として整備するものであり、本件事業の施行により、現行の耐震基準に合致した建物にするほか、人口規模に合った施設規模の適正化を図るとと

もに、ワンフロアでの行政及び施設サービスの提供など市民の利便性向上等が図られることから、本件事業の施行により得られる利益は相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）に基づく環境影響評価が義務づけられた事業ではないが、本件事業が環境に及ぼす影響について起業者が任意に調査したところ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき指定される希少な動植物は確認されておらず、本件事業の施行による環境への影響は少ない。

文化財については、起業地には文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地も存在していないため、保護に支障を及ぼすことはない。

これらのことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 起業地の選定について

起業地の選定にあたっては、御津総合支所等複合施設として必要な用地を確保するため、(1)社会的条件：①交通条件／主要道路との接続や公共交通機関によるアクセスが良好であり、市民の利便性の確保が可能であること、②環境条件／基本的な都市インフラが整備済みで、周辺の土地利用と整合しており、災害の恐れがないこと、(2)技術的条件：仮設工事等の必要が少ないなど建築工法が容易であること、(3)経済的条件：初期経費（用地費、工事費等）が経済的に優れていること、以上3つの観点から3案の候補地を選定している。

起業者は、候補地案について比較考量を行い、3案の中で最も優れた案を選定しており、起業地の選定は妥当なものであると認められる。

エ 総合的判断

アで述べたところの得られる公共の利益と、イで述べたところの失われる利益を比較考量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。

また、ウで述べたように本件事業の起業地の選定は適切であると認められる。

したがって、本件事業の計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号要件について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたとおり、現行の耐震基準への適合、人口規模に合った施設規模の適正化、市民の利便性向上等が急務となっている。

したがって、本件事業は、事業の緊急性の点において、起業地を収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業により整備する御津総合支所等複合施設は、職員数や同種施設の規模を基に算出した面積に応じて設計されており、起業地は、御津総合支所等複合施設に加え、職員及び来庁者が使用する車両の台数を基に算出した駐車場等本件事業の目的を達成するための必要最小限度の規模となっていることから、本件事業の起業地の範囲は適切であると認められる。

また、起業地は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

ウ 総合的判断

ア及びイで述べたように、本件事業は起業地を収用することができる事業として施行する必要がある、また、その範囲は適切であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

たつの市役所総務部総務課